



事業主の皆様へ

平成30年2月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

今回の豪雪、皆様方には、大変なご支障が発生したと存じます。心よりお見舞い申し上げます。被害が最小であることを心よりお祈りするばかりです。総務の仕事で何かお困りのことがありましたら、出来る限り支援いたしますので、ご連絡下さい。

さて今月は、中小企業経営強化法、社会保険料率変更、大雪による災害に関してなどをお知らせいたします。

中小企業等経営強化法

《制度の概要》

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や整備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

《支援措置》

生産性を高めるための設備を取得した場合、**固定資産税の軽減措置(3年間1/2に軽減)**や**中小企業経営強化税制(即時償却等)**により税制面から支援を受けることができます。

《制度活用の流れ》

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備
税制措置を受けたい場合、金融支援を受けたい場合、と各支援措置によって要件や適用手続きが異なります。詳しくはリヴル総研にお問い合わせください。
2. 経営力公表計画の策定
 - ①「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認
 - ②事業分野に対応する事業分野別指針を確認
 - ③事業分野別指針(または基本方針)を踏まえて経営力向上計画の策定
3. 経営力向上計画の申請・認定
 - ①各事業分野の主務大臣に計画申請書(必要書類の添付)を提出
 - ②認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます
4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

たとえば、建設業の事業主さまで、重機を購入して自社の経営力を向上&税制措置の支援を受けたい!! 場合のご紹介

1. 生産性向上設備該当の重機(この場合は1台一基160万円以上)の証明書を入手
2. 建設業の事業分野別指針を踏まえて経営力向上計画を策定
3. 計画申請書を提出
福井県の建設業の窓口…北陸地方整備局建政部計画・建設産業課
4. 税制措置を受けて、証明書記載の重機の取得、経営力向上のための取組を実行



健康保険料率と介護保険料率が3月より変更

平成30年3月分(4月納付分)から健康保険料率と介護保険料率が変更になります。給与計算時に社会保険料を当月徴収としている場合は3月給与から、翌月徴収としている場合は4月給与から保険料が変更となりますのでご注意ください。

	平成30年2月分(3月納付分)	平成30年3月分(4月納付分)
健康保険料率	9.99%	9.98%
介護保険料率	1.65%	1.57%

※雇用保険料については変更ありません

当社では障害年金のご相談も受け付けております

学生納付特例の申請をお忘れなく！！

- ・手続きをしないと、万一のことが起こったときに、
年金が受け取れなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行っていないと、障害年金が受け取れなくなる可能性があります。

国民年金保険料には他に、収入の減少や失業等、保険料を納めることが経済的に難しいときに保険料免除・納付猶予制度や、配偶者からの暴力により別居し所得が少ない人に対する保険料免除などもあります。

- ・学生のために、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

- ・対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在学する学生などで、ご本人の前年所得が基準以下の方です

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の過程

〈所得のめやす〉 118万円+扶養親族等の数×38万円で計算した額以下である場合



社会保険の手続きにもマイナンバー活用

平成30年3月から社会保険の手続きにもマイナンバーの活用が始まります。他にも手続きの様式に変更があります。当社ではすでに電子申請に手続きを行っておりますので影響は少ないですが、一部の公文書が直接事業主様に届くこともあるかもしれません。その際は当社にご連絡を頂きますよう、よろしくお願いいたします。詳細が決まりましたらお知らせいたします。

経済産業省よりお知らせです

平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害に関して、
被災中小企業、小規模事業者対策を行っており、特別相談窓口が
設けられています。

対象の市町村は以下の通りです (H30 年 2 月 15 日現在)

福井市、あわら市、越前市、坂井市、大野市
勝山市、鯖江市、永平寺町、丹生郡越前町、越前市

事業として公道等の除雪作業に従事された事業主様

今回の大雪に伴い、36 協定にて提出している時間を超えて残業が生じているかと思われ
れます。「災害その他避けることができない事由」に該当しますので、事後すみやかに労働基準監督署に書類の提出が必要となります。

くわしくは、リヴル総研にご連絡下さい。



生活習慣予防健診の御予約 お忘れなく

平成 30 年度、生活習慣予防健診の健診機関への予約は、3 月 1 日から始まります。
お早目のご予約をおすすめします。

事業主は、常時使用する労働者に 1 年以内ごとに 1 回、健康診断を実施しなければい
けません。そして、労働者もそれに従って受けなければいけません。病気になっていたと
しても、早く見つければ、治る確率は非常に高くなります。健康診断で、あなたの健康を
見直しましょう。



国土交通省／社保未加入企業の許可・更新認めない

国土交通省は、18・19 年度に取り組む社会保険加入対策の方向性を発表しました。未
加入企業の建設業許可・更新を認めないよう建設業法の改正を検討します。また、一人親
方を含め技能者一人一人の加入状況が簡易に把握できる建設キャリアアップシステムの
活用方法を検討し試行します。民間工事では、施工を加入企業に限定する契約書の活用を
促進します。

私たちは総務のお仕事助け隊です！！

社会保険、雇用保険の取得喪失はもちろんのこと、助成金、三六協定届、就業規則、給
与計算、労働保険年度更新、算定基礎届、育休産休に関する手続き、年金相談させて頂い
ております。ぜひ、リヴル総研にお任せ下さい！！



勤務中に腰痛になる方が増えています

今年は大雪ということもあり、スコップで除雪作業をたくさんして腰が痛くなった方も多いかと思えます。同じ作業をしていても痛みは個人個人で差があります。

荷物を持ち上げるにしても、側面ではなく角をもつようにするなど、腰に負担をかけない荷物の持ち方等、インターネットで検索すると活用出来そうな方法が掲載されています。またベテラン社員さんより作業のコツを教わるのも良いですね。

社員同士の交流も兼ねて話し合ってみてはいかがでしょうか。



今月のお庭の話



2月は大雪の影響により、様々な被害がありました。

雪の高さは130センチを超え、37年ぶりの大雪となりました。それにより公共交通機関の運休、主要道路での渋滞が起きる等、会社に行くのに苦労された方も多かったと思います。降雪のピーク時は、家や近所の雪かきをしていました。車が動かない時は、ご近所の方と協力し合うこと（困った時はお互い様）は、大切だと感じました。

リヴルガーデンは今も雪山のままです。早く溶けて欲しいです。



※リヴル総研の駐車場です。ステップワゴンが翌日には、雪ですっぽりと隠れてしまいました。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村 繁子 行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0

※無断転用を禁じます